

論文審査の結果の要旨

申請者氏名 竹本 太郎

本論文は、近現代日本における学校林をめぐる共同関係の変容過程について、政策史と事例の研究から明らかにしたものである。

政策史(第1編)は、明治期における学校林の設置(第1部)、大正期・昭和戦前期における学校林の変容(第2部)、昭和戦後期・現代における学校林の再編(第3部)、に区分される。第1部では、自然村と行政村の二重構造に着目して学校林設置が整理される。明治の町村合併により学校設置主体の中心が自然村から行政村に変わると、学校林は学校基本財産として設置できるようになる。その後、牧野伸顕文部次官による学校樹栽日の導入で設置が奨励され、不要存置国有林野の小学校基本財産への売り払いや、日露戦争記念の設置などにより、学校林設置は増加した。日露戦後の地方改良事業においては、自然村の秩序を温存しつつ行政村の財政を強化するものとして、学校林設置は自然村と行政村の中間領域にある小学校への部落有林野統一という妥協策としての意義を持った。明治政府にとって学校基本財産制度は自然村の協力を得るための「言い訳」であったはずだが、それを契機とした学校林の設置や維持によって小学校を利用する複数の自然村が小学校中心の「財産共同関係」に再編成されたと結論付けた。第2部では、二重構造下の組織の機能的、生成的特徴からその「財産共同関係」の変容が説明される。学校林は、地方改良事業から御大礼記念林業までの時期において、地方行財政の改良手段として設置されたが、大正中期における教育費の国庫負担の充実によりその価値が低下し、衰退する。その後、1934(昭和9)年から全国的に展開した愛林日や、国家総動員法制定以降の皇紀2600年記念や戦争記念により学校林造成が増加する。小学生や青年団、部落会に勤労奉仕を通じて「愛郷=愛国」の論理を浸透させ、自然村の心理的基盤を国家へと転化させるものであった。急激な近代化に対する反動として「愛郷」を再評価する空気が蔓延していた農山村ではこのような政府の意図が受け入れられ、「愛郷」の精神が自生的組織から官製の組織へと広がったと結論付けた。第3部では、戦前に天皇制と強く結びついて萌芽した「愛郷共同関係」が、戦後の「緑化」イメージのもとで実施された第1次学校植林を通じて自生的に紐帯を強化したことがまず指摘される。次に、昭和の町村合併に伴って学校林の所有権が移動する際に、一般的には部落有への分解が新市町村有への統一になるが、物理的基盤よりも心理的基盤を重視する「愛郷共同関係」は地区限定の公共利用という解決策を提示したことが指摘される。そし

て、財産区や生産森林組合、財団法人という制度的な外形を得た学校林のような森林利用形態は直轄利用形態から派生した公共利用形態である、と結論付けた。

事例研究(第2編)では、3町村における学校林の史的展開を明らかにした。村落二重構造と小学校区との関係は地域によって異なるが、そのバランスの如何によってその後の学校林の存続が決定されることになる。南小国(第1部)は絶妙なバランスが現在まで維持されてきたが、脊振村(第2部)は自然村と行政村、小学校区が重なったことにより時間の経過とともに行政村の基本財産に吸収されていった。戦後の学校植林運動は戦前に形成された「愛郷共同関係」の国土復興への動員とみなされるが、上松町(第3部)における町有部分林、国有部分林からは財産としての学校林設置が戦後にも展開したことが読み取れた。3町村の事例はともに戦後の町村合併を免れているため、村落二重構造と小学校区のバランスが保たれ、財産としての学校林が存続しやすかったといえる。

政策史と事例研究を踏まえて、学校林をめぐる共同関係は、当初は森林を直轄利用形態として小学校に提供する「財産共同関係」であったが、戦時中や戦後の「愛郷共同関係」による精神的基盤の強化を経て、「地区民の公共の福祉」を目的に森林を公共利用形態として固定化する「公共体」へ変容したと結論付けた。この変容は、国や地方公共団体に管理を移譲する第一の近代化でも、権利の私的な獲得を目的とする第二の近代化でもない、権利を手段とみなして「地区民の公共の福祉」の実現をめざす第三の近代化であると位置づけ、近代の産み落とした自由と公共の二律背反を克服する事例であると考察した。

以上を要するに本論文は、これまでほとんど等閑視されていた学校林を、林政学において最も蓄積がある入会林野や公有林野の研究対象に引き上げ、その意義を明らかにしたにとどまらず、小学校区コミュニティの形成過程論として、林政学分野を越えた村落社会学や経済史学においても十分に評価しうるものであり、応用上の貢献も少なくない。さらに法社会学における森林利用形態論では盲点となっていた学校林のような利用形態を公共利用形態として新たに位置づけたことは学術上の大きな貢献である。よって審査委員一同は、本論文が博士(農学)の学位論文として十分な価値を有するものと判定した。